

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設及び川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設

指定管理者選定に係る評価基準

1 次評価基準

評価基準		対応様式	配点
大項目	中項目		
1. 総括的事項	(1) 事業実施体制等	7 8-3	70
	(2) 安定した運営	法人等の決算関係書類	
2. 提案価格	(1) 提案価格	8-4	20

1次審査は1次評価基準の結果のみにより行う。

2 次評価基準

評価基準		対応様式	配点
大項目	中項目		
3. 維持管理業務	(1) 効率的な業務の実施	8-5	40
	(2) 環境への配慮	8-6	
4. 運営業務	(1) 基本事項	8-7	100
	(2) 文化芸術振興施設（市）、多目的ホール（県）の効果的・効率的運営	8-8	
	(3) 創業支援施設、市民活動・生涯学習施設、その他施設の効果的・効率的運営	8-9	
	(4) 駐車場・交流広場の効果的・効率的運営、民間にぎわい施設との連携	8-10	
	(5) 施設PR、利用者の満足度向上、セルフモニタリング	8-11	
5. 事業収支	(1) 事業収支計画及び剰余金の活用方法	8-12 8-13-1～7 8-14-1～7	20

2次審査は1次評価基準の結果と2次評価基準の結果を合算し総合評価により行う。